

備品貸出要領

(目 的)

第1条 この要領は、小諸市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が所有する備品等を市民や団体等に貸し出すことにより、生活上の利便性を確保、又地域づくり活動や公益的活動を支援することを目的とする。

(貸出対象)

第2条 備品等の貸出しを受けることができる団体等は、次のいずれかに該当するものとする。但し、営利を目的として活動している団体等は除く。

- (1) 地域コミュニティ団体（行政区・自治会・民生児童委員会等）
- (2) 市内ボランティア団体
- (3) その他、社協会長が適当と認めたもの

2 車いすの貸出し対象者については別表1のとおりとする。

(貸出備品)

第3条 貸出しする備品等は、別表2のとおりとする。

(使用料)

第4条 使用料は無料とする。ただし、消耗品代等は利用者の負担とする。

(期 間)

第5条 貸出期間は、原則5日以内とする。但し、車いすについては、おおむね60日以内とする。

(申 請)

第6条 備品の貸出しを受けようとする者は、物品借用申請書（様式1）を提出し、承認を得なければならない。

(事故・故障等)

第7条 貸出中、利用者の過失により損害や破損が生じた場合は、利用者が修理を行うものとする。

- 2 使用中の事故やけが等については、利用者の責任で対応するものとする。
- 3 物品を使用する場合には、善良な管理者の注意をもって取り扱うこととする。また、物品借用申請書の【使用条件】を遵守して取り扱わなければならない。

(補 則)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年9月1日から施行する。

別表1 (第2条第2項関係)

車いす貸出し対象者(社協会員又は会員の世帯である者)
(1) 入院または入所中で、一時帰宅等のため短期に必要とする者
(2) 旅行等の外出で一時的に必要とする者
(3) 車いす購入前で試用を必要とする者
(4) 介護保険等で福祉用具のサービスを受けようとする者で、試用を必要とする者
(5) 車いす介助等のボランティアをしようとする個人または団体
(6) その他、社協会長が適当と認めた者

別表2 (第3条関係)

貸 出 物 品
(1) プロジェクター
(2) スクリーン
(3) ワイヤレスマイク
(4) 車いす
(5) アイマスク
(6) CDプレイヤー
(7) 点字器
(8) 二点杖
(9) 四点杖